

# 山口県地方史研究

1989年10月

## 研究

- 毛利秀元論—萩藩初期政治史研究序説— ..... 田中 誠二…1  
元禄期の徳山藩—『御藏本日記』を読む— ..... 吉積 久年…20  
御仕置帳にみる足軽・中間・陪臣の実像  
—長州藩の場合— ..... 西島 勘治…32  
萩藩に於ける人別改の展開とその性格 ..... 石風呂知典…46  
西郷隆盛と支藩長府の関連について ..... 成田 勝美…57  
徳山海軍燃料廠の歴史的意義 ..... 脇 英夫…67  
兼重 宗和

## 史料紹介

- 木梨信一文書について ..... 沼倉 研史…76  
調査と探究  
高杉晋作潜居地について ..... 松本 二郎…82  
新刊紹介  
明治期日本捕鯨誌 ..... 戸島 昭…85

- 
- 山口県地方史関係文献目録 ..... 86  
地方だより ..... 88  
大会案内・発表要旨 ..... 95  
会報 ..... 102

第62号

山口県地方史学会



後輝元が、「家の事をば秀元に譲り、我が身は長門の国萩の城に住し」たとし、「八年十月五日參議秀元、秀就に家を譲る」としている。「長門守秀就が成人の程、彼家の事を執り行ひ、常に関東に伺候す」ともいう。<sup>⑤</sup>一六八四年（貞享元）の長府毛利家から幕府への呈書である「毛利甲斐守秀元譜略」<sup>②</sup>では、「秀元（天正十二年）<sup>④</sup>輝元養秀元、為其家督」とし、関ヶ原戦後も、「宗瑞居于長州之萩、而絶於世交、而為帰隱之身、而譲事於秀元」としている。<sup>⑥</sup>『寛永諸家系図伝』では、「宗瑞をよひ秀就、長州・防州を領すといへとも政務なりかたきにより、上意をうか、ひ両国の事を秀元とりおこなふ。その、ち辞退して秀就にゆづる。秀元隠居すといへとも、上意をもつて江戸に候する事三十余年」としている。

以上の諸説をまとめると、関ヶ原戦後早い時期に、秀元が萩藩の実権を掌握して藩体制を整備したこと（①～⑥説に共通）、秀元が輝元から家督を譲り受け、それをさらに秀就に譲った（「隠居」とはそういう意味である）こと（②～⑥説に共通）の二点になる。この主張は、⑥の秀元自身による呈書（『寛永諸家系図伝』の素材）の叙述に淵源をもつ。根深い来歴があるわけである。しかし、江戸時代の幕府編纂にかかる毛利氏系譜の定型を形作ることになるこの叙述は、後述のごとく非常に曖昧である。

本稿では、関ヶ原戦後の秀元の政治的役割を段階的に検

討し、かつ各段階でのその役割の類例をあげていくという方法をとった。それは事実確定を重視したことと、これまで例えれば、個々には福原広俊が対幕交渉に果した役割の指摘や益田元祥が財政立直に果した役割の指摘があるものの、秀元執政論に対置した論になつていなかったために、関連が必ずしも明確でなく、人の配置の全体像が見えてこなかつた点を考慮したことによる。また本稿では、対徳川氏対幕府を中心に萩藩の政治的役割分担を考えた。初期藩政の主軸は、そこにあると考えたからである。

## 二

前掲『寛永諸家系図伝』からの引用文の前半部分と後半部分は、時期と内容を限定すれば、事実に近い。しかし、前半と後半の間にある、「秀元隠居すといへとも」という叙述は、輝元から家督を譲り受けた秀元が、さらに秀就に家督を譲つて、「隠居」したということを主張している。事実、秀元提出の系図は、輝元→秀元→秀就となつていて。支藩である長府領は、秀元の隠居領であり、従つて幕府の普請役は分担する必要はないという、本藩に対する秀元の主張<sup>⑥</sup>は、これと同一線上にある。この秀元家督→隠居説の可否は次に検討するが、右の叙述の三つの部分が、限定なしに繋げられることによつて、大きな曖昧さを生んでいったこれに主として依拠したとみられる白石の『藩翰譜』は、誤

を増幅させている)一点と、幕府の諸家系譜編纂の姿勢が、寛永のそれを定本化して後続系譜の訂正を拒んだ点とに問題があることを指摘しておきたい。

萩藩初期の藩政を長期にわたつて秀元が担当したとする秀元執政説と、秀元が宗家の家督を継いだとする秀元家督説との二つの論点のうち、前提的事実の吟味のためにまず後者を概観しておきたい。

秀元は、元就の四男、元清の子（輝元の従弟）である。輝元に実子がなかつたので、その養子となつた。秀元養子の件が豈臣政権に公認されるのは、一五九二年（天正二十）である。この年四月、秀吉（<sup>秀忠</sup>肥前名護屋への下向の途次、広島城へ立ち寄つた。「右京大夫事ハ、た、養候歟、又跡継<sup>二</sup>仕候歟」と秀吉は尋ね、「跡続にて候」「とかく御詫次第」との返答を得て、「尤可然」と了解を与えた。そして秀吉は、「輝元若候間、実子可出来候、其時ハ実子をたて、大夫事、似合之扶持を可遣候、其分別を大夫<sup>二</sup>申付、書物を仕、太閤様へ上ヶ置可然之由」を指示した。この指示に従つて、秀

元は、「御実子出来申候者、私身躰似相申程之可被成御扶助候」と起請文を書き、輝元に実子が出来た場合、それを惣領と仰ぐので、自身には相応の知行を宛行つてほしいとしたのである。同年秀元は侍従に任せられ、「安芸侍従」となつた。翌九三年（文禄二）には、病氣の輝元と交代に朝鮮へ渡海、九四年（文禄三）秀吉養女（豊臣秀長の女）と婚

姻、九五年（文禄四）三位・參議に叙任されて「安芸宰相」となるなど、輝元の後継たるの地位を固めていった。しかしこれと一方で、九五年（文禄四）輝元に実子松寿丸（秀就）が生まれ、九七年（慶長二）秀元の再度の渡海時から翌年にかけて、秀元と松寿丸の関係が微妙なものとなつてきた。そこで秀元は、九二年の約束に従つて、「対松寿様、向後共ニ無別心、無ニ可致馳走事」などを内容とする起請文を輝元に提出したが、輝元は、九八年（慶長三）六月に、去年如申談、松寿事進之置候条、万一成人仕人心も於有之者、秀元御計次第候、更只今不及申候<sup>⑯</sup>と答えて、その申出を一旦押えた。秀元は後年、「初ハ輝元子なきゆへ秀元を養子とす。その、ち秀就生るにをよびて、秀元またこれを養て家督をゆづる」と主張しているが、右の「松寿事進之置候」、「秀元御計次第候」という表現や、秀元の対外的に果した役割を考えるとき、名目上にしろそういう主張されてもある程度仕方のない曖昧な状況があつたということである。

しかし、九八年（慶長三）八月、秀吉の死の直前から、状況が一変する。八月一日に秀吉の意向が示され、「御実子出来之条、定輝元様大切ニ可被思召候、然者御家之儀被進候へ、宇喜多と御縁辺被仰談候て可然之由被仰出候、直之上意にて候間、不及免角被成御請候、然者御存命中松寿様可被成御面候由候とて御迎舟被差下、十八日御参上之由候

「<sup>(15)</sup> という。秀就を惣領に立て、これと目見をするというのである。秀元の扱は、「相宰様江<sup>宰相殿</sup>ハ出雲・石見銀子山被相除之、被進候へと被仰渡之由候、広家<sup>小早川隆景</sup>ハ三原之御一跡被進之由候」という。つまり、秀元を外して秀就を惣領に立てる、そのかわり予ての「似相申程之」「扶助」をするという約束に従つて、出雲・石見を秀元に与え、そのため出雲を中心に所領を有している吉川広家を三原へ移すというのである。以後、事態はほぼこの線に沿つて進められていくので、右の記事は真実味がある。まず、松寿丸の上洛が企画されるが、秀吉の死去の報により、松寿丸は備後鞆より引き返し、「直ニ御本城江<sup>被成御移候</sup>」「各御対面之時茂人々名を被付候」という。八月から九月にかけて、吉川広家に三原と長門国を与える話が進められている。<sup>(16)</sup> 翌九年（慶長四）一月二十三日に、秀元への国割が正式に決定された。その国割書では、「出雲国一円」「隱岐国一円」「伯耆三郡」「於南浦、芸州之内廿日市ニ引加、都合壹万石」を秀元に与えるとしている。この国割は、「太閤様御不例中以被仰出筋目」<sup>(17)</sup>行い、所の指定は石田三成と増田長盛の指南に従つたという。<sup>(18)</sup> この国割によつて、「已來之儀、松寿事為惣領、隆景元春吾等如被仕立候被馳走」<sup>(19)</sup> るようという。ここで判るのは、当初出雲・石見といわれていたものが、石見が消えて隠岐・伯耆が入つたことで、ほぼ吉川広家領に重なつた点、その所の指定には豊臣氏奉行の石田・増田の意向が

反映している点、この秀元への国割と松寿丸を惣領として立てることが不可分の関係にある点である。前二点にて、広家が遺恨に思つたことは、後年広家が、「対石治少我等所存之事」の第一条に、「<sup>(20)</sup> 上様以御説出雲伯耆ニ被下置候地之儀、御他界之後、宰相へ渡可申旨被申出候事」と記していることによつて知れる。「上様以御説」というのは、一五九一年（天正十九）の輝元<sup>(21)</sup> 豊臣秀吉朱印知行目録に、一拾万石 羽柴吉川侍従

此内壹万石無役、輝元於近所、伯耆國三郡有次第、其外出雲国富田城、はうきのかたへかた付、都合拾万石相渡、とた居城ニ可然哉之事、

#### 一 隠岐国

羽柴吉川侍従とあることを指している。広家は、吉川領を狙いうちにしたのは石田の差金だと考へており、秀元への遺恨とともに、この件は関ヶ原戦での広家の行動に何がしかの影響を与えたと思われる。広家の抵抗もあつて、この国割は実現せず、徳川家康の斡旋によって、結局、長門国・周防国吉敷郡・元清領の合計一七万石余を秀元領とすることで結着した。こうして秀元は惣領の位置を外れ、秀就がその位置を確定した。秀就是、九年（慶長四）十月十一日に従五位下侍従、同十二月八日には従四位下となつた。

一六〇〇年（慶長五）九月の関ヶ原戦の戦後処理として、十月十日に「周防長門両国進置候事」との徳川家康起請文

が書かれる。<sup>(22)</sup> 宛名は、「安芸中納言」（輝元）と「毛利藤七郎」（秀就）である。従つて、これ以降の秀元の家督はあり得ない。同年十月、輝元は剃髪して宗瑞と号し、形式的に隠居の形をとつた。翌年秀就是、証人として在江戸することになった。一六一一年（慶長十六）暮に秀就是初入国し、一二年（慶長十七）暮に萩を立つて再び江戸に下向した。従来注目されていないが、この秀就の初入国中に、宗瑞と秀就との間に、次のような遣取があつた。

今度長門御暇被下帰國仕候幸と存、知行等可相渡之由申聞候處、長門申事ニハ、在江戸仕間之儀者、何にと申候共、領知請取候事不相成之由、頻理申候条、不及免角候、この史料中の「知行等可相渡」「領知請取候事」という表現に注目したい。領知権は、依然として宗瑞が掌握しており、秀就の初入国を機会にそれを譲渡しようとしたが、秀就の辞退にあつたということである。右の事実は、この一二年（慶長十七）までの家臣への安堵状に、宗瑞が単独で署判を加えている事実に対応する。法度への署判、刑罰権の掌握（熊谷一党の「討滅」事件を見よ）、諸役の任命等をこれに加えれば、宗瑞が実権を掌握していたことは明白である。徐々にでも領知権を移譲したいという気持を表わしている。

一二年（慶長十七）からは、宗瑞単独署判の安堵状の他に、宗瑞・秀就連署のものも登場する。これは、宗瑞が秀就に徐々にでも領知権を移譲したいという気持を表わしている。二〇〇年（元和六）には、宗瑞の隠居が具体的に計画されて

おり、隠居領に関して、宗瑞は秀就に左のように提案している。

一 藏入三万石  
一 紿入二万石

付、天下役之時者 役目可申付候、其外之時者 御分別之事

一 銀山并其外浮所務十ふ一之事

三万石であり、その部分に関しては、幕府普請役を分担しない考であることが判る。この取極は、実際には宗瑞が秀就に家督を譲る二三年（元和九）九月十日に発効する。

ここでふれておかねばならないのは、長府領は秀元の隠居領であるとの秀元の主張についてである。三六年（寛永十三）の江戸城修築普請のとき、秀元は普請役の分担を拒否し、本藩との間でトラブルがおこつた。その際に、本藩側では、次のように記している。

手前之知行之儀者隠居分ニ付、役儀仕苦<sup>ニ</sup>て者無之通被

申之由候、此隠居分与申候段ハいわれざる儀ニ御座候本藩と支藩の主張が、真向から対立しているのである。秀元からすれば、一旦家督を譲り受け、それを秀就に譲り渡したのであるから、自分は隠居であり、従つて長府領は自分の隠居領である。隠居領であるからは、幕府普請役は分担する必要はない、という脈絡になる。しかしこの秀元の主張には、無理がある。宗瑞の隠居領を確保しての本当の

隠居は、二三年（元和九）である。それまで宗瑞は、前述の如く基本的には領知権を掌握していた。秀元の主張では、この宗瑞の隠居よりも、秀元の隠居の方が先行してしまうという矛盾を生じてしまう。これも前述した如く、一六〇〇年（慶長五）の関ヶ原戦後の秀元の家督はあり得ないのでは、残る可能性は、一五九一年（天正二十）から九年（慶長四）の養子期間中ということになる。この期間中に輝元が隠居したり、領知権を秀元に譲り渡したりした形跡はない。管見では、秀元は自身の家臣以外の宗家家臣に対しても、知行宛行状・安堵状を発給していない。領知権の掌握を家督の究極の表現とすると、秀元は宗家の家督をとっていない、というのが本稿の立場である。前述のように、養子期間中の経緯や曖昧さから、対外的・名目的な問題は残るが、名目・名分を明らかにすることは、本稿の関心の外にある。

### 三

関ヶ原戦後、宗瑞は木津、ついで伏見に居住し、公儀への奉公の形をとった。一六〇一年（慶長六）には、秀就が証人として在江戸することになった。宗瑞在江戸の可能性もあつたが、宗瑞自身が、江戸へ事、我々可罷下所にてハあるへく候、其段も無忘却候、雖然我々下候者、返納も調ましく候、家中之儀も尚以不可有正儀候。

と言つてゐることなく、そうした場合国元からさらに遠くなつて、返納（慶長五年分先収貢租を新領主へ返還すること）も調わず、関ヶ原戦後の家臣団の動搖も抑えきれないと思識していた。この二つは、関ヶ原戦後の毛利氏の大きな課題であつた。秀就の在江戸には、児玉元兼・景唯兄弟、国司元蔵等が供をし、その側近を形成した。児玉兄弟は秀就の伯父、国司は守役の家柄であり、後の役職名でいえば、彼等は江戸加判役にあたり、その中心をなす元兼は当役にあつた。彼等の家譜では、秀就の「後見役」を勤めたといふ。一方国元の体制は、福原広俊・榎本元吉・井原元以の三人が加判役（これは慶長期を通じて変らない）を勤め、福原が統括する。財政の実務などを担当する「代官」（後に當職と呼ばれる）は、当初佐世元嘉が勤めていた。関ヶ原戦後目覚しい活躍をしたのは、何といつても福原広俊である。彼の果した役割は、右の国元加判役の枠をはるかに超えるものである。その一つは、益田元祥が、「式ヶ国御改之時ハ福越一まいにさはき被申、云々」と評価し、宗瑞が後年財政立直を秀元に依頼するさい、「此已前福越後ニ如申付、此度者秀元へ被申候而、彼氣遣被申候様、云々」と評した内容に関する。これは、関ヶ原後の返租問題を中心とした財政立直を福原が統轄して遂行したことを指すと考えられる。さらに福原の果したもう一つの重要な役割は、聞次（対徳川氏対幕府交渉の毛利氏側窓口）である。福原は、

京・江戸・駿府を往来して、一六一六年（元和二）までこの役を果したが、返租の軽減、秀就の婚姻、城地選定、普請役、秀就の帰國、朱印高決定、参勤時期の決定等々枚挙にいとまがないくらいであり、初期の交渉がとりわけ家の存廃に觸り、かつその裁量の大きかつたことを考えると、注目に値する。毛利氏の取次（徳川氏側窓口の年寄）は、本多正信・正純父子であり、大御所家康（正純）・將軍秀忠（正信）の二元政治の時期にも対応する形をとつていた。なお宗瑞は、一六〇三年（慶長八）に初入国し、萩築城、家臣団秩序の引締、検地等を行つて、藩政を徐々に構築していくつた。

右のような背景の中で、関ヶ原戦後の秀元の政治的役割をみると、まずその第一段階は、一六〇〇年（慶長五）から一六〇九年（慶長十四）である。この時期の秀元の役割を一言で言えば吉川（吉川元春・小早川隆景）の後継者に擬せられたことと、若い毛利一門への異見者であったことである。兩川の後継者に擬せられたことはすでに一五九九年（慶長四）の国割書に、秀元「已來之儀、松寿事為惣領、隆景元春吾等如被仕立候被馳走、云々」とあることでも知れるし、一六一六年（元和二）の宗瑞女と吉川広正（広家嫡子）の婚姻に際し、「かちうのと、のへもつはらと存候につて、かやうゑんへん申だんじ候、秀正とうけにてハひてもときつかわかんにやうに候ニ

つき、かくのことく申だんじ候」と宗瑞が述べていることでも知れる。この婚姻と釣合をとるために、翌一六一七年には、宗瑞の二男就隆（下松支藩主）と秀元女との結婚も行われる。兩川が宗家を守り立てるという元就の教訓が引合に出され、重縁によつてさらに結束が強調され、「かちうのと、のへ」が企図されるという構図である。こういった宗瑞の秀元・広家に対する思入は一貫しているものの、当該期の彼等の具体的な動をいくつかみてみよう。一六〇〇年（慶長五）、防長二カ国へ減封の後、東西に秀元と広家を置いて守とした。広家への領地打渡の日付は、同年十一月二日である。一六〇五年（慶長十）三月、徳川秀忠の上洛に際して、宗瑞は秀元に上洛を求めた。萩築城中の五郎太石事件（熊谷一党と益田元祥の争）で、自身の上洛が遅れるために、秀元を先発させたものと考えられる。秀元は、この上洛によつて自らの築城（長府串崎城）が遅れる迷惑がつてゐる。広家も、この頃横山城の築城に忙しかつた。一六〇六年（慶長十一）、広家は自身江戸に下向して、江戸城普請に助力し、長期間滞在した。翌一六〇七年には、福原から駿府城普請の情報を得た宗瑞は、「トカク直談申候ハテ不相叶事候條、万早々御越待入候」と秀元に申し送り、「広家御談合候テ、只今之人数ヲ仕上セ、云々」と、秀元・広家が協力して普請に当つてくれることを期待している。

・井原元以などが勤めている。一六〇八年（慶長十三）の秀就の江戸での婚儀には、宗瑞は自身の代りに二人のうち少くとも一人は出席させたがつて、それは実現していない。大坂冬の陣には両者とも出陣、夏の陣には、「我等秀元之間一人先へ御使ニ可被遣と被仰出候、其段も未相定候」とある如く、宗瑞は二人のうち一人を先に行かせることを考え、結局秀元が「先手之備」に決定し、吉川氏は広正の出陣となつた。秀元と広家は、後述する如く、根本的には対立する存在であることもあつて、宗瑞の期待する程の両川の後継者たり得ていない。

両者の仲を取り持ち、両者を競わせて宗家のために働くこと、家臣団の手本とすること、これらは宗瑞による人使の範囲に属する。そしてこうした人使こそ、毛利氏の伝統的な政治的手法であつた。この点に関つて、一六〇五年（慶長十）暮、秀元・広家の間と、秀元・益田元祥の間で取り交された起請文の位置づけをしておこう。同年春から五郎太石事件に宗瑞は断を下し、熊谷・天野一党を「討滅」した。そして同年暮、家臣団に連署起請文を提出させて、家臣団秩序の引締をはかつた。右の起請文の遺取も宗瑞の要請によるもので、関ヶ原戦以来の家臣団秩序の動揺と瘤を睨んでの一連の施策であると位置づけ得る。ところが、従来この一件を画期的に、①「秀元の後見政治」が始まつたとする説<sup>⑮</sup>、②「秀元・益田氏を中心とする政治体制が

ほぼ確立した」とする説、のよく似た二説がある。前者は、関ヶ原戦後宗瑞は「政務から退いて」いたし、「気分が衰えており、後見役を必要としていた」が、関ヶ原戦以来の「家中のしこり」のため後見役を選べずについた。右の一件で秀元と広家を和解させたことで、「秀元の後見政治」が可能となつた、と背景を説明している。しかし両説とも、この時期にそうした政治体制が開始・確立したことの具体的な証拠を何も掲げていない。両説とも論証されていないと考えざるを得ない。本文のように位置づける方が、素直ではなかろうか。

当該期の秀元の政治的役割のもつ一つは、若い毛利一門への異見者の役割である。関ヶ原戦の翌年、毛利元康（元就の八男、厚狭毛利祖）、毛利秀包（元就の九男、吉敷毛利祖）が相次いで死去し、元就の子では毛利元政（宗休、右田毛利祖）が残るだけとなつた。宗瑞は、一六〇四年（慶長九）に帰国御礼のための上洛を前にして、建設中の萩城の「番手」に、一門の長老格の毛利元政と宍戸元続を命じて、その元政も、一六〇九年（慶長十四）四月に死去了した。同年に秀元は、在江戸することになる。こうした事情から宗瑞は秀元を通して若き一門に異見をし、起請文を徵した。宗休の子元俱の起請文では、「今度自殿様、伊与様を以、御内證被仰下候、誠生々世々忝次第、申上も疎奉存候事」などとなつており、毛利元鎮（秀包の子）、毛利元

使の範囲に止まつていた。「秀元の執政」、「秀元の後見政治」、「秀元・益田氏を中心とする政治体制」といった体のものではない。

第二期は、一六〇九年（慶長十四）から一六一六年（元和二）の間であり、秀元の在江戸が始期となる。この期の秀元の役割は、一言でいえば、秀就の後見役である。そして類例は、児玉元兼・景唯兄弟である。従来、秀元の在江戸といふことが充分に注目されていらず、またその「後見」の内実が検討されていない。類例をなす児玉兄弟については、全く指摘がない。

公儀人（江戸留守居）の福間就辰は、後年次のように記しているが、これはほぼ正確である。

其比者、長門守様御若年ニ候故、御内證之所被添御心、  
御後見ニ茂と宗瑞様被思召候而、御公儀江被仰上、甲斐  
守殿御在江戸ニ成申之由候

一六〇一年（慶長六）の秀就の在江戸の時から、児玉元兼・景唯兄弟（秀就の伯父）と国司元藏等が「後見役」として付けられていた。国司は一六〇八年（慶長十三）に死去し、児玉元兼は病氣勝となつた。宗瑞は、秀就に「行規」のことを注意し、「若狭などさへ如此氣分悪候て不立用候、偏御方ふのわるさと内々存候、五左一人之事候」「日夜被仰談、万御用御調專一候」と書き送つた。このように秀就側近の手薄となつたことが、秀元在江戸の一つの要因である

以上、第一期の秀元の政治的役割は、後年にも継続していくが、両川の後継者に擬せられていたこと（類例として吉川広家）と、若き一門への異見者であったこと（類例としては毛利元政）であり、あくまで宗瑞を主体とした人

う。もう一つの要因は、宗瑞から児玉兄弟へ、秀元が在江戸を「殊外迷惑かり非大かた候、然とも罷下、我々親子之為よく、秀就自然のほりなとも成事候ハ、縦身上はて候とも本望との事候」と言つてゐる旨を伝えてゐるように、

秀元の在江戸によつて秀就の帰国を模索するということであつた。このことは、「秀就事ハ、伊予守罷上候ヘハ、國へ罷下之由、<sup>(福原)</sup>福原被申候」という記事のあることでも確かめられる。聞次(対幕交渉役)の福原広俊が、毛利氏の取次年寄である本多正信に打診した結果、將軍が毛利氏のため秀元を在江戸させるというニュアンスで結着したようで、秀就の帰国は実現しなかつた。宗瑞は、秀元の出発直前に覚書六カ条を書いてゐる。

一萬事兩人可被仰談事

一重疊申候上衆へ之儀、連々之御心持專一候事

一秀就儀、御下からハ、御方頼入候間、以御才覚御引な

をし、我等への御届此儀たるへき事

というのが最初の三カ条で、第一条は、児玉兄弟とよく話し合つて協力すべき旨を言つてゐる。秀元の覚書に、「児若・児五左へ被入御念御書事」とあるのに対応するもので、彼等と役割が重なる(競合する)点に配慮したものと考えられる。第二条は、公儀を中心とした付合を指す。そして第三条は、秀就の「行規」への異見を指す。この第二・第三条こそが、後見の内容である。宗瑞が、秀元に対して繰

り返し求めていることは、「公儀衆あいしらい之趣、肝要之事」、「人あいしらい振舞之儀」、「書札などの事、是又かりそめも一大事之儀候」といつた、付合・会釈のことと、秀就の「行規」への異見と二つの二つである。

「行規」は、身上(身分・地位)に関り、家の破滅にま

でいたると宗瑞は認識していた。秀就の「行規」について

は、福原広俊が、「御家之御調ハ、若殿様の御形儀御存分ニ相極申候」、「江戸ニテ五左とくやみ事にも、もはや殿様の御

戻見ニテ、よく御分別おちつき可申より外之頼ハ無御座候と申相たる御事ニ候」、「五左など江戸ニ被置せ候共、はつれ申

儀見申承ながら、中々一言も申上事も成申ましく候、余人ニ可申衆一人も御座なく候間、御為あしき事ハ、時々刻々たるへきと存候」と嘆息する程であった。児玉こそが、秀就の「行規」に異見すべき人物=後見役だったのである。

後見のもう一つの内実である、付合・会釈について、どういう人の配置だったのかを知り得る史料がある。宗瑞は、

長門<sup>(秀就)</sup>へ客來候時、次ニて見合、会尺之調申付候事肝要候、

福越<sup>(広俊)</sup>・豊前<sup>(景唯)</sup>・左近<sup>(福原)</sup>其以下ニ者主殿<sup>(元通)</sup>・掃部肝煎ニ極候、

福越事者公儀之隙不入時ハ、定而少も不可有緩候、豊前事者勿論ニ候、(中略)秀元御事者座敷ニての御会尺肝要候、存候、是又節々御出候而、乍勿論御肝煎尤候。

と書き送つてゐる。秀就のところへ客が来た場合、応接のもてなしの中心となるのは、児玉景唯と福原広俊であり、

この二人については、「無寸暇心遣」が要求されている。福原には聞次という本来の役があるので、それと並行といふことになるが、児玉の場合には、これこそが本来の役割の一つである。秀元には、秀就と客のいる座敷での応接が求められており、藩邸に「節々」来ての肝煎が期待されている。

以上のように、後見の内実は、秀就の付合・会釈への肝煎と、秀就の「行規」への異見との二つが主なものであつた。児玉景唯と毛利秀元とは、後見役として基本的には同じ役割を担つていた。福原広俊は、聞次という彼等二人とは明確に区別される役割を中心としつつも、それと並行して後見の役割をも期待されかつ果してゐた。聞次と後見とは、浸透しあう関係にあるので、それが別々の人格によつて担われるとき、連繋がうまくいった場合(福原-児玉)は良いが、競合した場合(児玉-秀元)は、激しい対立を生むであろう。また、同じ後見の役割を二人が担う場合も、うまく連繋する場合(児玉兄弟)と、競合する場合(児玉-秀元)があるだろう。後見の内実が右にみたようなものであり、児玉兄弟にその類例がみられるとすれば、「秀元の後見政治」ないし「秀元の執政」という從来の見方は、当該期には成り立たないと考える。

④少共共彼御帰国之事、是非共々相調申度迄ニテ御座候、

うゑ木を被成候も、御ふるまひの御手組も、御座敷之か

ざりも、彼御方様の御用なども、彼御方ニ何ニても御座候へハ、其う

つしを御あつらへ候様ニ御座候、何事も彼御行儀無残所

よく候と計被思召入候間、更不及<sup>(簡)</sup>御事迄ニテ御座候、

申候、私共へハ御かくし被成候間、少も不存転ニテ罷居候、

Ⓐは付合・慰・行儀に関する事柄であるが、公儀への目一杯の奉公による財政状況を知る広俊にしてみれば、我慢のならない浪費であり、また行儀についても両者の考の違うことが窺える。Ⓑは毛利氏による新参召抱の噂が立てば、斡旋攻勢がかけられる心配がある。広俊からみれば、二つとも秀就が秀元に誑かされている事態であり、尚更我慢のならないものであつたろう。宗瑞は、「秀元広家半」(なかよし)を気にすると同時に、「秀元福原あハヒ、是又悪候(なまこ)」と、江戸での二人の仲を憂慮していた。しかし結局、広俊による江戸からの秀元追落は実現しなかつた。一六一五年（元和元）十一月、「越後守俄煩之由候(おほき)」と、広俊は病氣になつており、いた。広俊の聞次役は、帰国の時点で終つた。益田元祥の観測では、「式ヶ国御改之時ハ福越」まいにさはき被申、殿様も御心儘に不被成せ節、福越如何被存せ候哉、外様衆並に万あてかい被申に付て、其身も気をくさし申軸に候」という。広俊の帰国一聞次役辞退は、直接的には病氣が原因であるが、秀元在江戸を止めさせないことへの不満で、「気をくさし」たことも背景にあるだろう。

追づてみると、病氣で一時帰国していたが、一六二三（慶長十八）暮、翌年の江戸城普請の「大辻氣遣」のために江戸へ下向した。大坂両陣には秀就の供をし、一六一五年（元和元）十月、焼失した江戸藩邸作事の指揮のために江戸へ下向し、翌年六月にやつと帰国する。このときには、「児豊事内々相臥候上、今度之普請ニはたと氣もつき候ハシメル」という状態であった。こうして福原広俊・児玉景唯という、秀元の対立者が相次いで江戸を去つた。〔甲州様豊前守御間悪との御沙汰候ハシメル〕といわれる如く、秀元と景唯の仲の悪いことは周知のことであったが、それは単に個人としての仲云々よりも、後見としての役割の競合が原因であつたと考えられる。この対立も相当深刻なもので、後年の秀元による児玉处分に繋っていく。

秀元の政治的役割の第三期は、福原広俊と児玉景唯が江戸を去つた一六一六年（元和二）から一六二三年（元和九）までである。その役割は、それまでの後見役に聞次を合わせたものになつたと考えられる。類例は、勿論福原である。福原広俊が聞次であつたころの状況を、広俊自身が次のように語つている。一六一七年（元和三）の秀忠上洛に関する証人究で、吉川広家が実子証人を出していないことが問題となつた折のことである。

秀元へも申上、又江戸にて若殿様へも申上候つれ共、其節之儀者、何篇私さばき申と御分別候つる故、御耳にも

右の状況を鮮やかに示す史料がある。それは、吉川広家が嫡子広正に宛てた書状であり、前述の吉川氏実子証人問題に関わる。

留り不申候、御覚も無御座候つる、只今者直に被聞召  
故、御仰天も被成、一かと御究もきびしく候様ニ被思召  
御事候、（中略）何事を申候ても、佐渡殿御座候ハす候  
間、申事無御座候、上野殿ハ時々ニまに合候て物を被仰  
御人ニ候間、しかとの御事ニハ相成不申候

即ち、この記事から知り得ることは、①福原の聞次であつたころは、幕府との交渉は広俊が一手に引き請けており、宗瑞・秀就は広俊に任せつきりにしていたこと、②しかし最近では成長とともに、秀就がそういうた案件を多少判断するようになつてきていること、③毛利氏の取次年寄であつた本多父子のうち、正信の死（一六一六年）に伴つて、毛利氏はその取次を土井利勝に乗り替えるが、それは正純が当にならない存在と考えたからであること、などを知り得る。③に関しては、徳川家康・本多正信の死と福原広俊の帰国によつて、取次・聞次の担手は、奇しくも一六一六年（元和二）に図の如くがらりと變るのである。土井利勝—毛利秀元の関係は、人脈（ライイン）としてあるのではなく毛利氏の選んだ取次と聞次の関係としてある。

#### 図.取次・聞次の担手転換

(取次)  
(聞次)

聞次

に、秀就が判断を下す場合も出てきたことも考慮すれば、広家が危機感を抱いている程には、秀元が江戸を牛耳つているとは思えない。秀元の聞次の例では、やはり取次の土井利勝を通じてのものが多く、宗瑞の隠居所についてや、江戸藩邸作事に関する公儀からの借銀の模索などが印象的であり、福原ほどの目覚しさを感じない。第三期の聞次としての秀元の役割は、福原の類例があり、やはり宗瑞による人使の範囲に属する。これを「秀元の政治」というなら、「広俊の政治」をも認めるべきであろう。

秀元の政治的役割の第四期は、一六二三年（元和九）から一六三一年（寛永八）である。秀元は、宗瑞・秀就から「両国大辻井所帶方万究之儀」を依頼された。これには四千貫匁に及ぶ借銀があつて、所帶方（財政）の立直が急務とされ、その方途を見出しがちが、宗瑞隠居・秀就家督の条件となつてゐるという事情があつた。宗瑞は秀就に、「万仕組之儀御方無案内候而成くるしく候ハ、此已前福越後ニ如申付、此度者秀元へ被申候而彼氣遣被申候様、御談合可然候」と指南している。以前福原にやらせたよう

にいゝのは、前述した如く、関ヶ原戦後の返租問題を中心とする財政立直を指すとみられる。このように秀元への依頼には、先行する類例があり、あくまで人使と認識されていたことが重要である。秀元への依頼は前年から行われたが、一六二三年（元和九）にほぼ承諾の目処がついたので、

（寛永二）である。この年四月二十七日、宗瑞は七三歳で死去した。秀就は、在府中で死目にあえず、葬儀にも間に合わなかつた。五月二十日、児玉景唯が死去した。ところが、児玉氏の譜録に、然廻景唯死後、宗瑞様為御遺言、五左衛門尉元恒、嫡子民部少輔元征、二男三郎右衛門元誠、一族児玉四郎兵衛元理、御暇被下之とあることく、児玉一類に突然暇が出される。児玉一類への暇は、宗瑞の遺言だとされていたことがわかるが、真相はそうではあるまい。児玉氏は、毛利氏にとつて元良以来の功臣の家柄であり、元兼・景唯兄弟は秀就の伯父かつ後見役であったことでもわかることく、宗瑞の最も信頼の厚い人物達であった。元恒は、景唯の嫡子で江戸加判役の現役である。真相は、秀元による児玉处分であろう。秀就と秀元の仲の悪くなる一六二三年（寛永八）に、元恒・元誠（元恒の二男で、元兼・元忠家の養子）二家に帰参が命じられているのも、その証拠となる。前述の後見役をめぐる競合に原因する対立が、ここまで響いてゐると考へる。もう一つの秀元色のあらわれは、同年の寛永検地にもとづく知行替である。福原元俊（広俊は元和九年に死去）を吉敷から宇部へ、宍戸広匡を右田から<sup>三丘</sup>尾へ移した。かわって秀元に近い毛利元俱を三尾から右田へ、毛利元鎮を阿川から吉敷へ移して中央部を固めた。

秀就是吉日を選んで（九月十日）萩城に入城し、秀就が宗瑞から家督を譲り受ける儀式が行われた。その後秀元が正式に承諾し、十一月二十一日には、秀就・秀元・宗瑞の連署署<sup>観</sup>が、益田元祥・清水景治宛に出されて、両名が「代官職」（当職）に任命され、財政立直の実務を担当することになった。十一月二十二日の毛利元俱・秀就の観では、一高札判形山城・益玄・夫主殿・阿帶刀・桂能登守・児五左可仕事、但、留守之時者山城・益玄となつており、元俱は国元留守居、元祥・景治は当職、元兼は当役（藩主隨從）で、この四人が国元加判衆を構成する。元兼を統括役として、元理（江戸留守居）・元澄・元恒（児玉景唯の嫡子）の四人で江戸加判衆を構成する。「公事」は国元の三人が沙汰し、また、「爰元之様子内外共ニ大小によらず、月切ニ江戸可申越候事」としてゐる。完全には秀元の人事ではないし、秀就是秀元に任せ切つてゐるわけではない。秀元署判の法度は数少く、その中でも諸士法度「条々」の奥書に、「若此旨被相背族有之は、糺明之上達上聞、堅可處嚴科」と刑罰権の藩主による留保文言がある。秀元に依頼された、「両国大辻井所帶方万究之儀」というのは、藩政の重となり、財政立直の統轄責任者となることだつたと考えられる。

藩政上に秀元色が出るのは、宗瑞が死去する一六二五年

児玉処分と知行替は、吉川・福原・児玉等の対立集団への抑圧、右田毛利・厚狭毛利・吉敷毛利といつた、秀元の勢力の基盤となる毛利一門の引立という意味合を持ち、藩政をめぐる主導権争に、この時点で一つの解答を出したものであつた。これらは、宗瑞の死去があつてはじめて可能であつたと考える。なお、財政立直の実質は、益田元祥が担当した。

秀就と秀元の間柄はその後不仲となり、一六二三年（寛永八）、秀元は「國之仕置」を秀就に返すこととなつた。秀就是、益田元祥に、「是茂極意には御方頼存、先大かた請取筈<sup>而下候</sup>」と、元祥を頼としてこそ返してもらうことにしたと言つてゐる。その元祥も三二年（寛永九）八月二十三日に当職を辞した。そこで秀就是、同年九月十三日に、「両国置目之儀、辻を御存候而可給之由」を、今度は岩国支藩主吉川広正に依頼し、承諾を得てゐる。これは、「吉美濃守殿へ大図之儀御談合申、何篇可相調之由」と、毛利元俱・清水景治が国元加判役を勤める際の条件に、広正への「大図之儀御談合」をあげてゐることと同じ内容を指してゐる。「辻」「大図之儀」という表現が示してゐるように、広正の統轄責任・藩政の重としての役割を言つてゐるのであり、これは秀元による「仕置」の類例としてあげうるものであ

期に当る。しかし、前後に福原広俊・吉川広正という類例があり、かつ財政立直の実質を益田元祥等が担つたということを考え併せると、その内実には相当の留保が必要だと考へる。

以上、一期から四期まで、段階的に秀元の政治的役割を検討してきたが、その全期を「秀元の執政」の一枚看板で覆うことは出来ない。各期の秀元の役割は、本文で述べた通りであり、類例で示した如く、それぞれに人が配置されており、その役割や主導権をめぐつて激しい対立が底流にあつた。江戸時代以来の根深い来歴を持つ秀元執政論は、再検討を要する、というのが本稿の結論である。

#### 註

- ①市村佑一「長州藩における家臣団形成過程」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』近世編）。
- ②長府博物館所蔵。
- ③『福原家文書』解説など。
- ④脇正典「萩藩寛永二年改革について」（宇部工業高等専門学校研究報告）二四号）。
- ⑤『寛永諸家系図伝』では、本藩呈書をもととした毛利氏系譜と、長府藩呈書をもととした毛利氏系譜を並列しており、前者は輝元・秀就、後者は輝元・秀元・秀就という継承関係を示し、両者を読むと長府側に有利な叙述と

なつている。

⑥山口県文書館所蔵毛利家文庫「福間彦右衛門覚書」の寛永十三年に関する記事。本藩側は、この主張を「不謂儀」と否定している。なお、史料に関して特に断らない限り、同文庫の史料である。

⑦例えば寛政譜編纂の際、本藩は長府の呈書の特に秀元に関する叙述に謬説があるとして、系譜追加という形で訂正譜を幕府に提出させたが、幕府側は、旧説を固持している。「内覚長府事」、「系譜追加長府」、「長府御系譜相違之廉御請写」。

⑧『大日本古文書毛利家文書』一〇四二安国寺惠瓊外二名連署起請文、天正二十年四月十四日。以下、同史料の場合は毛一〇四一の如く略記する。

⑨毛一〇三五。  
⑩毛一〇〇一、毛九二二。  
⑪『寛政重修諸家譜』、毛九三二など。  
⑫毛一〇三六。

⑬長府博物館所蔵「毛利輝元起請文」慶長三年六月二十六日。  
⑭『寛永諸家系図伝』。  
⑮『萩藩閥閱錄』三一六六、内藤隆春書状、慶長三年八月十四日。以下、閥と略記し、刊行巻次と頁数を記す。

⑯閥三一一六七、内藤隆春書状、慶長三年九月一日。

⑰秀就

- ⑰『大日本古文書吉川家文書』九七九、一五六。以下、同史料の場合、吉九七九の如く記す。
- ⑱長府博物館所蔵「毛利輝元国割書」、「石田三成増田長盛連署国割書」のほぼ同内容の二通が現存する。
- ⑲吉九一八。
- ⑳毛九五七。
- ㉑長府博物館所蔵「毛利輝元知行宛行状」慶長四年六月十五日。
- ㉒毛利報公会所蔵毛利家文書「後陽成天皇口宣案」。
- ㉓毛利報公会所蔵毛利家文書「徳川家康起請文」。
- ㉔「毛利宗瑞書状案」慶長十七年十二月十三日、本多正信宛。
- ㉕閥。
- ㉖毛一一七九。
- ㉗秀就は吉日を選んで萩城に入城し、家督の儀式を行つた。
- ㉘「毛利氏四代実録考証論断」では、内証家督と呼んでいる。
- ㉙慶長四年六月十五日に輝元から知行を宛行された段階で、長門国等に既に知行地を有していた吉見他の家臣は、特別扱となつたので、もしあつたとしても例外である。
- ㉚『福原家文書』毛利宗瑞書状、慶長六年。

㉛毛一一三〇国司元藏起請文、「譜録児玉主計広高」。

㉜『福原家文書』毛利宗瑞書状、慶長六年、「福原広俊書状」

慶長六年閏十一月一日。

㉝閥一一〇四。

㉞毛一一四四。

㉟『福原家文書』などを参照。

㉟取次と聞次という將軍・大名両者の窓口を中心に、萩藩からみた初期の幕藩関係を展望する別稿を用意している。

㉟毛一一八六。

㉟毛一四二七など。

㉟吉六九七。

㉟「譜録右田毛利家」毛利秀元書状、慶長十年三月二十一日。

㉟吉一二〇五など。

㉟吉一三四三、吉一三四五。

㉟吉一三〇六。

㉟吉一一五九。

㉟毛一二五三〇六四、毛一二八四。

㉟「長門市史」。

- ㉟秀就は吉日を選んで萩城に入城し、家督の儀式を行つた。
- ㉟「毛利氏四代実録考証論断」では、内証家督と呼んでいる。
- ㉟慶長四年六月十五日に輝元から知行を宛行された段階で、長門国等に既に知行地を有していた吉見他の家臣は、特別扱となつたので、もしあつたとしても例外である。
- ㉟『福原家文書』毛利宗瑞書状、慶長六年。

㉟市村佑一前掲論文。

- ⑤0 「譜錄右田毛利家」毛利宗瑞書状、慶長九年七月十六日。
- ⑤1 毛一二一〇。
- ⑤2 毛一二一、毛一二一一。
- ⑤3 毛一二一九。
- ⑤4 「毛利家乘」毛利宗瑞書状、慶長十四年六月二十九日。
- ⑤5 「秘府明和抄書」毛利宗瑞書状、慶長十四年六月四日。
- ⑤6 六月十六日。元兼は、慶長十五年六月四日に死去した。
- ⑤7 「譜錄児玉三郎右衛門広長」毛利宗瑞書状、慶長十四年。
- ⑤8 「佐世宗孚書案」。
- ⑤9 毛一三〇四。
- ⑥0 毛一三四〇九。
- ⑥1 毛一一四五。
- ⑥2 毛一一五四一七。
- ⑥3 毛一一五三など。
- ⑥4 「秘府明和抄書」福原広俊書状、慶長十七年三月六日。
- ⑥5 「毛利宗瑞書状案」慶長十八年九月六日。
- ⑥6 「福原広俊書状」慶長十八年十月八日。
- ⑥7 「福原広俊書状」慶長十九年十二月二十一日。
- ⑥8 毛一一六〇毛利宗瑞書状、慶長十九年十二月二十一日。
- ⑥9 毛一一五五七益田元祥覚書。
- ⑦0 「板倉勝重書状」元和元年十一月十三日。
- ⑦1 「福原広俊書状」元和二年五月二十八日。
- ⑦2 閣一一〇四。
- ⑦3 「譜錄児玉主計広高」以下同じ。
- ⑦4 「年紀考」毛利宗瑞書状、元和二年七月二十一日。
- ⑦5 毛一二四三。
- ⑦6 吉一三一九福原広俊請書案、元和三年九月二十八日。
- ⑦7 「毛利宗瑞書状案」元和二年九月七日。「土井利勝書状」元和二年十月十四日。なお、詳細は③の別稿に譲る。
- ⑦8 吉一三一七吉川広家覺書、元和三年十月三日。
- ⑦9 吉一三一三吉川広家自筆書状、元和三年九月三日。
- ⑧0 毛一三〇五・一三〇七・一二〇八・一四一四・一四三三・一四四三など。
- ⑧1 毛一四三二毛利宗瑞書状、(元和六年カ)四月七日。
- ⑧2 毛一四四三毛利宗瑞書状、元和七年二月七日。
- ⑧3 毛一四五六毛利秀就起請文案。
- ⑧4 毛一五五七益田元祥覚書。
- ⑧5 「譜錄右田毛利家」。
- ⑧6 「万治以前主要法令集」(『山口県史料』)では、寛永元年の三例のみ。
- ⑧7 「元和八年分限帳」によれば、景唯二一七二石余、元恒一一〇〇石余、元忠(元恒二男の元誠が養子となる)二
- 五〇七石余と、相当な高知行だった。
- ⑨0 秀元との対立によって蒙った不利益は、イ知行替の結果、広正の「在萩台所領」としてあつた大井村知行地がなくなりしたこと、口実子証人問題、ハ広正の在江戸が実現しなかつたことによる家格の低下などである。なお、前掲拙稿参照。
- ⑩1 毛一五五七益田元祥覚書。脇正典氏は、前掲論文で秀元の後楯はあつたものの、実質的に改革に当つたのは益田元祥であつたとの見方をしておられる。筆者も基本的に賛成である。
- ⑪毛一五五七益田元祥覚書。脇正典氏は、前掲論文で秀元の後楯はあつたものの、実質的に改革に当つたのは益田元祥であつたとの見方をしておられる。筆者も基本的に賛成である。
- ⑫毛一三一三毛利秀就自筆書状。
- ⑬毛一五五七、閥一一〇四。
- ⑭吉一二七七毛利秀就自筆書状。
- ⑮毛一一九四、寛永八年十一月十七日。
- ⑯毛一五五七、閥一一〇四。
- ⑰その後の本・支藩関係の推移については、前掲拙稿参照。
- ⑱毛利報公会所蔵毛利家文書「毛利元俱・清水景治連署覚書」寛永十二年一月十三日。
- ⑲その後の本・支藩関係の推移については、前掲拙稿参照。

### 執筆者の紹介

戸 島 昭	吉 積 久 年	山 口 大 学
松 本 二 郎	西 島 勘 治	県 教 育 委 員 会
沼 倉 研 史	成 田 勝 美	山 口 大 学 研究生
千 葉 市 在 住	脇 英 夫	宇 治 高 等 学 校
萩 市 在 住	兼 重 宗 和	德 山 大 学
山 口 県 文 書 館	石 風 呂 知 典	山 口 大 学 研究生